

安芸市ブロック塀等対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、安芸市内にあるブロック塀等の撤去等の対策事業（以下「対策事業」という。）を行う者に対して補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 安芸市内にある避難路に接したブロック塀等の所有者であること。ただし、ブロック塀等の所有者と親子関係にある者等市長が特に認める者については、この限りでない。
- (2) 高知県税及び安芸市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う対策事業で、別表第1に定める要件を満たすものとする。

2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、対策事業に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象となる経費及び補助金額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、安芸市ブロック塀等対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 安芸市納税証明書、固定資産税課税明細書
- (2) 高知県税納税証明書 ※納税義務がない場合は、本人からの申立書
- (3) 位置図、配置図、平面図、写真等
- (4) 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
- (5) 別表第2又は別表第3

(補助金の交付決定及び審査結果の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、安芸市ブロック塀等対策補助事業審査結果通知書（様式第2号）により申請者へ通知する。ただし、内容が適当であると認め、交付を決定したときは、安芸市ブロック塀等対策補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知することとし、審査結果の通知については省略することができる。

(申し込み内容の変更等)

第7条 補助内容の変更等は、安芸市ブロック塀等対策補助事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 前項の申請を受理し、内容を審査したときは、安芸市ブロック塀等対策補助事業審査結果通知書（様式第2号）により補助対象者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助対象者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月15日のいずれか早い日までに、安芸市ブロック塀等対策補助事業実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図等
- (2) 写真（対策事業の内容が確認できるもの）
- (3) 領収書等（写し）

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、当該事業を検査又は確認のうえ、適当と認めるときは、安芸市ブロック塀等対策補助金確定額通知書（様式第6号）により補助対象者に通知する。

2 市長は前項の規定により確定した補助金の額が第6条の規定により通知された補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定金額（第7条第1項の規定により変更された場合）にあっては、

同条の規定により通知された金額。)と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 補助対象者は、第9条の通知を受けたときは、安芸市ブロック塀等対策補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、安芸市ブロック塀等対策補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出もしくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(情報公開等)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条に規定する非開示項目以外の項目は、開示するものとする。

(整備保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条及び第4条関係）

| | |
|----------------|---|
| 補助 対象 経費 | 緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注）の所有者が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営むものに限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費 |
| | 安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。 |
| 補助 要件 | 市内にある緊急輸送道路若しくは避難路に面している危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの |
| 補助 金額 | 補助対象経費又は補助対象ブロック塀等の面積（平方メートル単位とし、小数点以下第2位は切り捨てるものとする。）に40,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、400,000円を上限とする。 ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 |

（注）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- ①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別表第2（ただし、鉄筋コンクリート塀にあつては、点検項目5～7を適用する。）に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- ②組積造の塀においては別表第3に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

別表第2（第5条関係）

補強コンクリートブロック塀の点検表

（鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。）

| | 点検項目 | 点検内容 | チェック欄 |
|---|-------------------------|---|-------|
| 1 | 高さ | 2.2mを超えている | |
| 2 | 壁の厚さ | 高さ2mを超える塀で15cm未満 | |
| | | 高さ2m以下で10cm未満 | |
| 3 | 鉄筋 | 壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない | |
| | | 壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っていない | |
| 4 | 控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合) | 3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない | |
| 5 | 基礎 | 丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない | |
| 6 | 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある | |
| 7 | その他 | 既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された | |
| | 評価 | 7項目のうち、1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です | |
| | 位置 | 緊急輸送道路又は避難路に面している | |

別表第3（第5条関係）

組積造の塀の点検表

| | 点検項目 | 点検内容 | チェック欄 |
|---|---------|---|-------|
| 1 | 高さ | 1.2mを超えている | |
| 2 | 壁の厚さ | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満 | |
| 3 | 控壁 | 4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満 | |
| 4 | 基礎 | 根入れ深さが20cm未満 | |
| 5 | 傾き、ひび割れ | 全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある | |
| 6 | その他 | 既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（（一社）日本建築防災協会）により計算した結果、危険であると判断された | |
| | 評価 | 6項目のうち、1つでも不適合があれば組積造の塀の安全対策が必要です | |
| | 位置 | 緊急輸送道路又は避難路に面している | |